◆◇国土交通省『下請債権保全支援事業』に基づく手形保証の資金化オプション◇◆

手形割引のご案内

西日本建設業保証グループ
㈱建設総合サービス

下請工事代金を手形で受け取られるお客様に、手形の保証付き割引をお勧めします。

制度の概要

当社は、国土交通省による「下請債権保全支援事業」の事業者として、（一財）建設業振興基金より認定を受け、手形の保証を行っております。
また、手形保証に加えて、資金化をご希望のお客様には、手形保証のオプションとして手形割引も行っております。

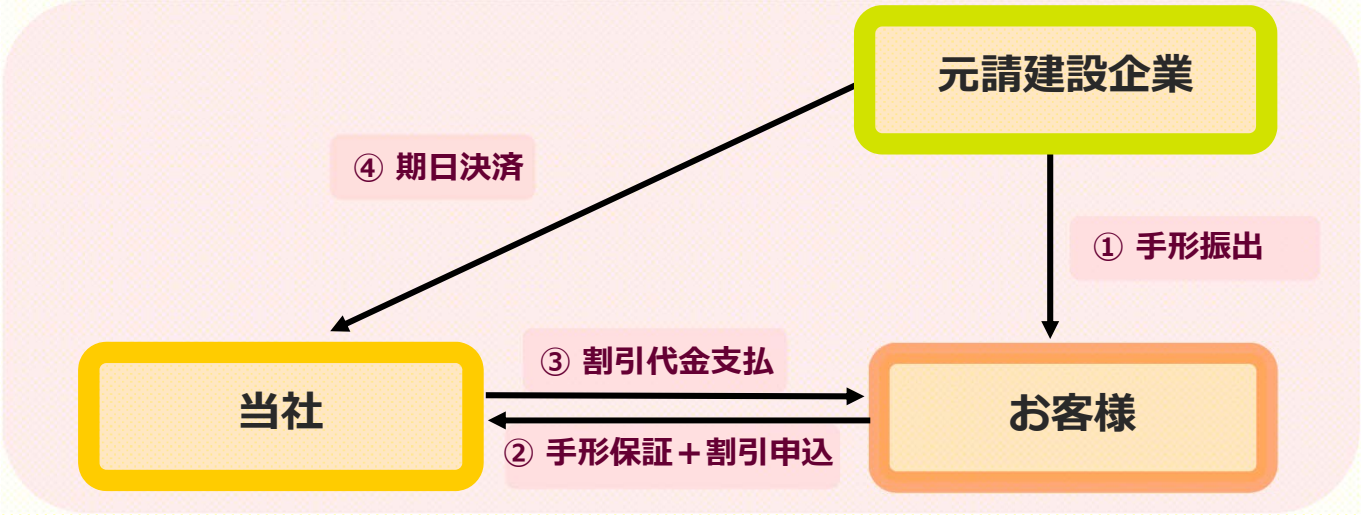

制度のメリット

◆ 割引は実質ノンリコース

通常、**割引手形が不渡りとなった場合**はお客様に買戻義務が生じますが、本商品は保証付であるため、**買い戻しの義務は生じません。**

◆ 手形１枚から割引が可能

保証(割引)は根保証方式ではなく、受注先毎に、**手形１枚から可能な個別保証(割引)**です。

◆資金調達手段の多様化

金融機関での手形割引とは別の新たな資金調達手段を確保できます。

◆助成による保証料負担の軽減

保証料率の３３％（年率１．５％上限）が助成により**減免**されます。
詳しくは２ページ目をご覧下さい。

商品（手形ファクタリング）について

◆ 割引対象

当社の手形保証をご利用いただく手形が対象です。
支払サイト**１２０日以内（４カ月以内）**の手形に限ります。
※土日祝を原因とする１２０日超は割引対象となります。

◆ 保証料率

２．０%～６．０%（年率）　※助成適用後
（一財）建設業振興基金より保証料率の３３%(年率１．５%上限)の助成が受けられます。

◆ 割引料率

０．５%～２．０%（年率）

◆ 連帯保証人

必要ありません。

※手形の成因確認が困難な場合は、割引をお断りすることがございます。
※審査結果によりご希望に添えない場合がございます。

割引（保証付）の例

【 算出条件 】

- ◆ 手形金額合計　：300 万円　（手形枚数：１枚）
- ◆ 保証料率　：年率 5.0%（保証料助成：年率 1.5%）
- ◆ 割引料率　：年率 2.0%
- ◆ 割引(保証)期間　：90 日
- ◆ 割引事務手数料　：手形１枚につき 1,100 円

① 保証料　：　36,986円（300万円 × 5.0% × 90 ／ 365）
② 割引料　：　14,794円（300万円 × 2.0% × 90 ／ 365）
③ 事務手数料　：　1,100円（1,100円 × 1枚）
④ 保証料助成額：　11,095円（300万円 × 1.5% × 90 ／ 365）

お客様へのお振込金額：2,958,215円（ 300万円 － ① － ② － ③ ＋ ④ ）
お客様の実質負担額　：41,785円

ご利用条件

お客様

- 履歴事項全部証明書により商号、住所、代表者の確認ができること
- 資本金２０億円以下または常勤従業員１５００人以下であること
- 元請建設企業から直接受注している下請建設企業または資材を直接供給している資材業者であること
- ご利用に際し、不正または不誠実な行為をするおそれがないこと
- 手形保証を開始する日、保証期間中において行政処分等（営業停止若しくは５年以内の建設業許可取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分）を受けていないこと

お取引先（元請建設企業）

- 手形保証を開始する日において有効な経営事項審査を受けていること または、当該年度または前年度に公共工事受注実績があること
- 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立を行っていないこと
- 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと、または手形不渡を起こしていないこと
- ご利用に際し、不正または不誠実な行為をするおそれがないこと

注）元請建設企業の自己資本額が保証金額の限度となります。限度額を超過している場合、ご利用頂けませんのでご了承ください。

約束手形

- 建設工事（公共・民間）にかかる代金の支払のためにお取引先（元請建設企業）がお客様に直接振り出した約束手形であること
  ※廻し手形や契約の伴わない手形等は保証の対象となりません。
- 約束手形の振出日から支払期日までの期間が４カ月以内であること
- 裏書手形・為替手形でないこと
- 原則として、保証申込１回あたりの申込金額が原則１００万円以上であること、かつ、保証期間が原則３０日以上あること

＜必ずお読みください＞

・保証金は、保証期間内に元請企業に次のいずれかの事実が発生し、手形が不渡りとなった場合に、保証金額の範囲内でお支払します。
  ① 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立
  ② 手形交換所の取引停止処分
  ③ 元請建設企業またはその代理人からの任意整理を開始する旨の債権者に対する通知または債権者集会の開催
  ④ 資金不足・取引なしの理由による振出手形の手形不渡り
  ⑤ 営業の廃止および本店事務所の閉鎖

・本書にてご案内する手形保証および手形割引は国土交通省の「下請債権保全支援事業」に基づき提供しております。当該事業の終了により、弊社商品も予告なく変更または終了する場合がございます。

手続きの流れ

Ⅰ．初回登録書類のご提出

必要書類（１）～（９）

※(8),(9)は当社より別途お渡しします。

※２回目以降は内容が変更された場合を除き不要です。

Ⅱ．見積書類のご提出

必要書類（１０）～（１２）

※初回登録書類と同時にご提出いただいても結構です。

Ⅲ．申込書・約束手形のご提出

必要書類（１３）～（１４）

※申込書は、当社所定の審査後にお渡しします。

Ⅳ．手形割引資金のお振り込み

必要書類(7)で指定いただいた口座へお振込いたします。

	書類名	様式	備　考
Ⅰ．初回登録書類			
（1）	申込企業情報登録申請書	当社様式	当社HPに掲載
（2）	取引印鑑届	当社様式	当社HPに掲載
（3）	印鑑登録証明書		発行から３ヶ月以内の原本
（4）	履歴事項全部証明書		発行から３ヶ月以内の原本
（5）	決算書		直近１期分
（6）	ご担当者様の本人確認書類		運転免許証など顔写真付きの公的な書類
（7）	受取口座申請書	当社様式	当社HPに掲載 資金化オプションを希望されない方は不要です
（8）	手形保証取引契約書	当社様式	
（9）	ファクタリング取引 基本契約書	当社様式	資金化オプションを希望されない方は不要です
Ⅱ．見積書類			
（１０）	見積依頼書	当社様式	
（１１）	約束手形の写し		表面と裏面の写し
（１２）	約束手形の成因確認書類 (a)注文書、注文請書 (b)請求書または支払通知書		(a)、(b)ともにご提出ください
Ⅲ．保証申込みのとき			
（１３）	手形保証申込書		当社保証審査後にお渡しします
（１４）	約束手形の原本		裏書欄に記名・捺印いただいたうえでご郵送いただきます

株式会社 建設総合サービス（貸金業登録番号　大阪府知事(7)第12785号）

〒550-0012　大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館

TEL:06-6543-2848 ／ FAX:06-6543-2849

https://www.wingbeat.net

西日本建設業保証グループ

2025.6